

通所介護 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業者名	デイサービスセンター はるかぜ
所在地	高知市春野町西分4660番地 電話 088-894-4112 FAX 088-894-6324
管理者名	藤原 一生
事業者指定番号	3970103028
サービス提供地域	高知市、土佐市、いの町

※ 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

2 事業所の職員体制

職 種	常 勤	非 常 勤	備 考
管理者	(1名)		
生活相談員	(3名)		
看護師		(4名)	
介護職員	7名		
機能訓練指導員		(4名)	
調理員	(1名)		

3 営業時間

サービスの種類	サービス提供時間	休 日
通所介護	8:30 ~ 17:30	日曜日

4 サービスの内容

利用者の居宅（自宅）から施設へ、当施設の送迎車両にて送迎を実施し、施設内にて養護、健康チェック、食事、入浴、レクリエーション、リハビリ等により、利用者の健康状態の確認や生きがいの増進、家族の方の介護負担の軽減を図るサービスです。

※第三者評価の対応は、いたしておりません。

5 サービス利用料及び利用者負担

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担は、原則として利用料金の1割です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(1) 基本利用料（1割の額）

	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満
要介護 1	370円	388円	570円
要介護 2	423円	444円	673円
要介護 3	479円	502円	777円
要介護 4	533円	560円	880円
要介護 5	588円	617円	984円

	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満
要介護 1	584円		669円
要介護 2	689円	777円	791円
要介護 3	796円	900円	915円
要介護 4	901円	1,023円	1,041円
要介護 5	1,008円	1,148円	1,168円

(2) 各種加算料金

入浴介助加算 I	40円/日	通常の入浴介助を行った場合
サービス提供体制強化加算 I	22円/日	介護職員の総数の内介護福祉士の占める割合が70/100以上であるまたは勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が25/100以上である時に加算
科学的介護推進体制加算	40円/月	利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。また、その情報を活用し必要に応じて計画を見直すなどのケアの質の向上を図る取り組みをしていることを評価する加算
若年性認知症利用者受入加算	60円/日	若年性認知症利用者(40歳以上65歳未満)の方に対して、個別に担当者を定め、その者を中心に利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
延長加算	9時間以上10時間未満	500円
	10時間以上11時間未満	1,000円
	11時間以上12時間未満	1,500円
介護職員等処遇改善加算 II	介護報酬単位数（基本サービス費＋各種加算）にサービス別加算率（9.0%）を乗じて算定する。 なお、この加算は区分支給限度基準額の算定対象から除外する。	

※ サービス利用料は、（1）基本利用料と（2）各種加算料金の内、実際に利用したサービスの合計となります。

※ 食費は給食材料費と給食に係る人件費や光熱水費を示したもので、おやつ代も含まれます。介護保険対象外となりますので、別途に徴収させていただきます。

昼食代 1食 600円

(3) その他

通所介護の指定された時間を越えた場合 30分単位 500円

送迎を行わない場合は、片道につき所定単位数から減算する △47円

(4) 支払い方法

利用者負担金は、前月分を毎月15日までに請求しますので、月末までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

① 窓口で現金支払い
② 銀行振込 四国銀行 弘岡支店 普通預金 口座番号 0069112 <small>でいさーびすせんたーはるかぜ しせつちよう ふじはら いっせい</small> 口座名 デイサービスセンターはるかぜ 施設長 藤原 一生
③ 口座引き落とし 四国銀行にて、翌月末日に自動引き落としを行います。手続きは事務所までお申し出ください。

※ 保険料の滞納や居宅サービス計画を作成しないときなどにより、市町村から保険給付金が支払われない場合は、一旦利用料金（10割）をいただき、サービス提供証明書を発行します。
 サービス提供証明書を後日、所轄の市町村の窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

6 キャンセル

(1) 利用者がサービスの利用をキャンセルする場合は、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話） 088-894-4112

(2) 利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用開始日前日の午後5時30分までにご連絡ください。午後5時30分以降のキャンセルは、場合によってキャンセル料をいただく場合がありますので、ご了承ください。

ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

7 当事業所の運営方針

(1) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者及び家族の立場に立った援助の基本姿勢を忘れる事なく、コミュニケーションを密にし、利用者の個別のニーズを見逃さず対応できるなど、ご家族の方の介護負担の軽減や利用者の生活の質の向上に努力します。

- 利用回数については、居宅介護支援事業所が作成したケアプランに基づいた利用回数を原則とします。
- 他のサービス提供事業所と連携を密にし、利用者個々のニーズに応じた対応を行います。
- 施設内でもケアプランを作成し、職員会等を通じて個別処遇に勤めます。
- 苦情に関する窓口を設置し、苦情があった場合には迅速かつ適正な対応を行います。
- 利用者及び家族の了承を得て、主治医の方に意見をお尋ねすることがあります。

- 服薬については、主治医の処方に基づき対応させていただきます。
- 利用者のプライバシーを守り、個人の情報は適切に管理します。
- 職員は積極的に施設内外の研修に参加し、資質の向上に努めます。

8 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談窓口	電話番号	088-894-4112
	FAX番号	088-894-6324
	管理者	藤原 一生
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分より午後5時30分まで ただし緊急時の場合は24時間対応

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

高知市相談窓口	所在地	高知市 本町5丁目1-45
	担当課	介護保険課
	電話番号	088-823-9972
	FAX番号	088-824-8390
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分より午後5時15分まで

土佐市相談窓口	所在地	土佐市 高岡町甲1792-1
	担当課	健康福祉課
	電話番号	088-850-2501
	FAX番号	088-850-2433
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分より午後5時00分まで

いの町相談窓口	所在地	吾川郡 いの町1400番地 すこやかセンター内
	担当課	ほけん課
	電話番号	088-893-3811
	FAX番号	088-893-1101
	対応時間	月曜日から金曜日 午前8時30分より午後5時15分まで

※ その他の地域の方は、お住まいの市町村介護保険相談窓口にお願いします。

高知県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	高知市 丸の内2-6-5
	電話番号	088-820-8410・8411
	FAX番号	088-820-8413
	対応時間	月曜日から金曜日 午前9時00分より午後4時00分まで

9 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により利用者に対する事故が発生した場合、事業者はただちに利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所、関係市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供者の責任により、利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償の手続きを行います。
- (3) サービスの提供による利用者の事故が発生した場合には、関係者はその原因を解明し、事故の記録を行い、再発防止に努めるため検討会などにより事故防止を徹底します。

10 身体拘束について

- (1) 当施設では、身体拘束は行いません。ただし、やむをえず身体拘束を行う場合は利用者本人又はご家族に十分事情を説明の上、書面による同意を得た後、期間を定めて行います。
- (2) 身体拘束を行った場合は、定期的に見直しを実施し、すみやかに身体拘束が解除できるよう努めます。

11 虐待防止について

- (1) 高齢者虐待防止の推進として担当者を設置、委員会を開催し「権利擁護」に対する意識向上を目的とした研修を定期的に行います。
- (2) サービス提供中に、介護事業所または養護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、事実確認を行い、関係機関（市町村・地域包括支援センター）へ報告をいたします。

12 ハラスメントの防止について

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- ハラスメント行為等により、信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約解除等の措置を講じます。

13 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 長い坂の会
代表者氏名	理事長 田辺 裕久
所在地・電話	高知市 針木北1丁目14-30 電話 (088) 856-6607 FAX (088) 856-6608
業務の概要	特別養護老人ホーム やすらぎの家 短期入所生活介護 やすらぎの家 認知症高齢者グループホームほのぼのの家 デイサービスセンター くつろぎの家 デイサービスセンター わかくさの家 小規模多機能居宅介護 わかくさ くつろぎの家 訪問入浴サービス 居宅介護支援事業所 高知市在宅介護支援センターあさくら 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業(若草) 高知市朝倉地域包括支援センター 特別養護老人ホーム うららか春陽荘 短期入所生活介護 うららか春陽荘 デイサービスセンター そよかぜ 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング) 生活援助員派遣事業(横浜ニュータウン) うららか保育園 春野西小放課後児童クラブ 春野東小放課後児童クラブ 南ヶ丘放課後児童クラブ うららかキッズガーデン 介護福祉士養成施設 平成福祉専門学校

〔 説明確認欄 〕

令和 年 月 日

通所介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 高知市春野町西分4660番地

事業者名 通所介護 デイサービスセンターはるかぜ

説明者 印

通所介護契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(利用者家族) 住所

氏名 印